

議案第74号

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和元年6月19日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年養父市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表を次のように改める。

区分	報酬の額
投票所の投票立会人	日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 10,900円
開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 8,900円
投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
選挙長	日額 10,800円
開票管理者	日額 10,800円

第3条第2項を次のように改める。

2 旅費については、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条
例第56号）の規定を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円と
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案																																								
<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 前条の規定により投票管理者等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第2号及び第3号以外の選挙の場合は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>日額 <u>10,700円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>日額 <u>9,500円</u></td> </tr> <tr> <td>指定病院等の不在者投票における外部立会人</td> <td>日額 <u>10,700円</u></td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>日額 <u>8,800円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>日額 <u>8,800円</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>日額 <u>12,600円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額 <u>11,100円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>日額 <u>10,600円</u></td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額 <u>10,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p> <p>（費用弁償の支給）</p> <p>第3条 投票管理者等が職務を行うため旅行したときは、その者に費用弁償として旅費を支給する。</p> <p><u>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、日当、宿泊料、食事料及び航空賃とし、その額は、養父市職員等の旅費に関する条例(平成16年養父市条例第56号)の規定を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>	区分	報酬の額	投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,500円</u>	指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,700円</u>	開票立会人	日額 <u>8,800円</u>	選挙立会人	日額 <u>8,800円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u>	選挙長	日額 <u>10,600円</u>	開票管理者	日額 <u>10,600円</u>	<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 前条の規定により投票管理者等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第2号及び第3号以外の選挙の場合は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>日額 <u>10,900円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>日額 <u>9,600円</u></td> </tr> <tr> <td>指定病院等の不在者投票における外部立会人</td> <td>日額 <u>10,900円</u></td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>日額 <u>8,900円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>日額 <u>8,900円</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>日額 <u>12,800円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額 <u>11,300円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>日額 <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額 <u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p> <p>（費用弁償の支給）</p> <p>第3条 投票管理者等が職務を行うため旅行したときは、その者に費用弁償として旅費を支給する。</p> <p><u>2 旅費については、養父市職員等の旅費に関する条例(平成16年養父市条例第56号)の規定を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>	区分	報酬の額	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>	指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,900円</u>	開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	選挙長	日額 <u>10,800円</u>	開票管理者	日額 <u>10,800円</u>
区分	報酬の額																																								
投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u>																																								
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,500円</u>																																								
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,700円</u>																																								
開票立会人	日額 <u>8,800円</u>																																								
選挙立会人	日額 <u>8,800円</u>																																								
投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>																																								
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u>																																								
選挙長	日額 <u>10,600円</u>																																								
開票管理者	日額 <u>10,600円</u>																																								
区分	報酬の額																																								
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>																																								
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>																																								
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,900円</u>																																								
開票立会人	日額 <u>8,900円</u>																																								
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>																																								
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>																																								
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>																																								
選挙長	日額 <u>10,800円</u>																																								
開票管理者	日額 <u>10,800円</u>																																								